

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革に関する助言等の支援に加え、WEB 会議等を有効活用した業務の効率化も進めます。

（個別項目）

- 取引先の皆様と当社の生産情報を共有し、生産性の向上と効率化を追求します。
- 取引先の皆様と改善活動を展開することにより、社会の持続的な発展に貢献する製品やサービスを提供し、ものづくりの継承を共有します。
- 持続可能な社会の発展を目指し、国内外の法令順守、製品・役務の安全保障、品質保証、人権尊重、自然環境保全等に配慮した調達を行います。
- 取引先の皆様へ健康情報の提供や健康イベント参加の呼びかけを行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者に対して協議の場が設けられるよう促し、申入れがあった場合は都度協議に応じるとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③支払条件

下請代金は適切な支払条件で支払います。また、下請事業者に対しては現金支払いとするよう対応を進めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○当社は取引先の皆様との協業による SVE 活動を積極的に推進しています。

その成果配分については事前に協議・決定しています。

○当社は毎年期初説明会や期中説明会を開催し、情報開示とサプライヤー表彰を行うなど、サプライチェーンの強化に向けた活動を行っています。

※法改正のため、2026 年 1 月 1 日以降、宣言文の以下箇所は読み替えの上で実施予定です。

「下請中小企業振興法」⇒「受託中小企業振興法」

「親事業者」⇒「委託事業者」

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」

「下請代金」⇒「製造委託等代金」

2022年7月29日制定

2024年11月15日一部改訂

2025年11月20日一部改訂

株式会社タダノ

代表取締役社長・CEO 氏家俊明